

若宮大通公園若宮スケートパークネーミングライツ契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、若宮大通公園若宮スケートパーク（以下「若宮スケートパーク」という。）のネーミングライツについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第 1条 本契約は、若宮スケートパークに係るネーミングライツについて、基本的な事項を定め、事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（契約期間）

第 2条 本契約の期間は、契約締結日から令和14年3月31日までとする。

（ネーミングライツの付与及びネーミングライツ料）

第 3条 甲は、若宮スケートパークのネーミングライツを乙に付与するものとし、次条第1項の表に掲げる愛称を使用するものとする。

2 乙が甲に支払うネーミングライツ料は、第5条に規定する期間中、年額〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別）とする。

3 乙は、ネーミングライツ料を、甲が発行する帳票により、毎年5月31日までに納付するものとする。

4 乙が、前項に規定する日までにネーミングライツ料を納付しないときは、甲は、遅延日数に応じ、ネーミングライツ料に名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

（愛称等）

第 4条 若宮スケートパークについて、次表に掲げる呼称を愛称として定める。ただし、当該公園施設の正式名称は変更しない。

施設名	所 在	愛 称
若宮スケートパーク	中区大須3丁目地内	

2 愛称ロゴ（愛称に関するロゴマークをいう。）は、別図のとおりとし、その使用方法等詳細については、甲乙の協議によりこれを決定する。

（愛称等の使用及び表示期間）

第 5条 本契約に基づいて愛称等（愛称及び愛称ロゴをいう。以下同じ。）を使用及び表示することができる期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（愛称等の変更）

第 6条 乙は、第4条第1項の表に定める愛称等を、社名変更等によりやむを得ず変

更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称等及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。

2 前項に定める変更に伴い要する一切の費用は、乙の負担とする。

(看板等の設置)

第 7条 乙は、看板又は表示板等（以下「看板等」という。）を設置することにより、若宮スケートパークに愛称等を表示することができる。

2 乙は、前項の規定により看板等を設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の公園施設の設置の許可を受けなければならない。ただし、この場合の許可使用料は全額免除するものとする。

3 看板等の設置場所、サイズ、色彩、設置方法等については、甲乙の協議によりこれを決定する。

4 看板等の制作、取付け、維持、管理及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

5 看板等の所有権は、乙に帰属するものとする。

(愛称等の使用促進)

第 8条 甲は、若宮スケートパークで行われるイベントの主催者、若宮スケートパークの利用者、報道機関その他の者に対して、愛称等の使用について協力が得られるよう努めるものとする。

2 甲は、若宮スケートパークに関する広報等を行うときは、特に正式名称のみを使用する必要がある、又は愛称等を表示することが不適當であると甲が判断する場合を除き、愛称等を使用するよう努めるものとする。

(ネーミングライツ・パートナー)

第 9条 乙は、甲のネーミングライツ・パートナーを呼称することができる。

2 乙は、愛称等及び若宮スケートパークの施設写真、動画を広報等のために無償で使用するすることができる。

(契約の更新)

第10条 乙は、本契約の期間が満了する日の翌日以降において、本契約を更新しようとするときは、第2条に規定する期間の最終年度（以下「最終年度」という。）の6月末日までに、甲に対して必要な事項を通知するものとする。

2 前項の通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、甲乙が協議するものとする。この場合において、当該協議が成立した場合は、その協議の結果に従い、別途、契約を締結するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が最終年度の8月末日までに整わなかった場合は、本契約は第2条に定める期間の末日をもって終了する。

(知的財産権の無償使用等)

第11条 乙が、愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122

号) 第2条第2項に規定する権利をいう。) を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

3 乙は、愛称等が第三者の知的財産権を侵害していないことを、自己の責任で確認しなければならない。

4 愛称等が第三者の知的財産権を侵害することが判明したときは、乙は速やかに甲に通知し、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 愛称等に関して第三者との間で紛争が生じたときは、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

6 乙が前3項に規定する義務を履行せず、甲が第三者に対し金銭の支払いを余儀なくされたときは、乙は甲に対し、これに要した金銭その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を支払うものとする。

（損害賠償）

第12条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除権）

第13条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

2 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為があった場合で、本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

3 前2項の規定に基づいて本契約が解除された場合は、その解除の日又は当該解除に当たって別に定める日を、本契約の終了の日とする。

4 第1項又は第2項に定める契約解除を甲が行ったときは、既納のネーミングライツ料は返還しない。

（乙の原状回復義務）

第14条 本契約の終了（第10条第2項の規定に基づいて更新する場合を除く。以下本条において同じ。）にあたっては、乙は、看板等その他本契約に基づいて設置又は表示した物件を乙の費用負担により本契約の終了の日までに撤去して、原状に回復しなければならない。

2 甲の指示による場合その他乙の責に帰さないと認められる場合を除き、本契約の終了の日までに前項に定める原状回復を完了しない場合は、甲は乙に対して、第3条第2項に規定する1年あたりのネーミングライツ料に12分の1を乗じた額に、原状回復が完了するまでの期間の月数（1円に満たない金額については切り捨て。また1か月に満たない期間は1か月とみなす。）を乗じた金額を請求することがで

きるものとする。この場合において、乙は甲の指定する日までに甲の請求する金額を支払わなければならない。

(有益費の放棄)

第15条 本契約が終了したときは、乙は乙の支出した有益費及び必要経費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合は、甲は第13条第1項に基づき本契約を解除できる。

(疑義に関する協議)

第17条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長

広沢 一郎

(乙)

(別 図)